

事業主・社会保険労務士・労働保険事務組合の皆様へ

雇用保険関係手続き（電子申請を含む）の迅速な処理のため、全国のハローワークで、以下の見直しを実施しております。ご理解・ご協力をお願いします。

ハローワークでは、失業給付にかかる「離職票」の発行手続きを最優先として行います。そのため、資格取得届等の処理に時間がかかる場合があります。

資格取得届は、可能な限り^(※1)最繁忙期の4月上旬～中旬を避けてくださいますようお願いいたします。

（例：4月1日に採用した従業員の届出は4月下旬以降。）

（※1）雇用保険法施行規則第6条の規定により、被保険者となった事実のあった日の属する月の翌月10日までに提出が必要です。この範囲内でご協力をお願いします。

以下のような場合は、特に時間を要しますのでご理解をお願いします。

雇用保険の仕組み上、離職した事業所の資格喪失届の処理が終了していない場合や、前事業所の資格喪失日と再就職先事業所の資格取得日が重複している場合（※2）などには、資格取得届の処理を行うことができないので、処理に時間を要します。

（※2）前事業所の資格喪失日と再就職先事業所の資格取得日が重複している場合は、原則として資格喪失日を基準に処理を進めさせていただきます。（これは雇用保険手続固有の処理であって事業所の雇用関係に影響を及ぼすものではありません）

被保険者番号が不明の場合にも、資格取得届の処理に時間を要することになります。この場合は、あらかじめ被保険者本人に了解を取った上で、届出の備考欄に職歴のある複数の事業所名を記載していただきますようお願いいたします。

来所による届出・申請は、可能な限り16時までに提出いただきますようご協力をお願いします。

※ 16時以降は、電子申請分や郵送分を集中的に処理するため、通常の窓口体制を縮小することがありますのでご了承ください。

政府では電子申請



による届出を推進しています！

<e-Govについて> e-Gov(イーガブ)とは総務省が運営する行政サービスの総合窓口です。厚生労働省をはじめ、各省庁への申請や届出がオンラインで行えます。

e-Gov お問い合わせ : <https://www.e-gov.go.jp/shinsei/>

